

傍 聴 要 領

京都府外国籍府民共生施策懇談会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 京都府外国籍府民共生施策懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴を希望される方は、懇談会の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、懇談会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 懇談会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、懇談会の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話の電源を切ること。
- (6) その他懇談会の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が上記のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 懇談会の秩序維持ができない事態が発生した場合、又は、緊急に非公開の取扱いが必要となった場合は、懇談会を途中で非公開とする場合があります。